

国から水田活用直接支払交付金の交付対象水田について方針が出されました。

水田活用直接支払交付金 交付対象水田の見直しについて

- ◎ H29年からの現行ルールを再徹底
水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付対象水田から除外。
- ◎ 現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4年～R8）に一度も水張りが行われない農地は、R9年度以降交付対象水田としない方針。
 - ※ 水張りとは水稲（主食用米、加工用米等）の作付を指す
 - ※ 営農計画書において水稲最終作付年を記入【新設（R5から）】



- ◎ 各地域において、転換作物が固定化している水田の畑地化を促す
- ◎ 水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションの構築を検討。

※現行ルールの再徹底と現場の課題の検証のために毎年度の交付対象水田の除外状況と、水張りやブロックローテーションに関する各地域固有の課題把握のための調査を予定

農水省資料より
令和4年3月